

子ども・子育て支援新

- 平成27年4月に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する
- 「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。幼児期の教育や、保育の量の拡充、
- 質の向上や地域の様々な子育て支援の充実を進め、社会全体で子どもの育ち、
- 子育てを支えます。

● 幼稚園や保育園などの利用

幼稚園や保育園などの利用を希望する場合は、利用のための「認定」を受ける必要があり、3つの認定区分があります。

■ 3つの認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳から5歳（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳から5歳で保育の必要な事由に該当している	保育園・認定こども園
3号認定	0歳から2歳で保育の必要な事由に該当している	保育園 認定こども園（現在、区内に対象となる施設はありません）・地域型保育（小規模保育）

※2号認定または3号認定は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」（フルタイム就労を想定した利用時間で11時間）と「保育短時間」（パートタイム就労を想定した利用時間で8時間）に区分されます。

利用手続きの主な流れは次のとおりです。

幼稚園などを利用希望の場合（1号認定）

- ① 幼稚園などに直接利用の申し込み
- ② 入園の内定
- ③ 幼稚園などを通じて利用のための認定を申請
- ④ 幼稚園などを通じて区から認定証を交付（1号認定）
- ⑤ 幼稚園などと契約



制度

保育園や幼稚園の利用手続き

保育園・地域型保育事業（小規模保育所）などを利用希望の場合（2・3号認定）

- 1 区に利用のための認定（注1）を申請（利用の申し込みも同時にできます）
- 2 区から認定証を交付（2号・3号認定）
- 3 保育園などの利用申し込み
- 4 申請者の希望、申し込み状況などにより、区が利用調整（注2）
- 5 入所の内定
- 6 利用保育園などの利用契約

（注1）保育園などを利用するための認定は、保育園などへの入園を保障するものではありません。

（注2）利用調整にあたっては従来どおり選考などを行います。



認定こども園で、教育のみ希望される場合は「幼稚園などを利用希望の場合」、保育も希望される場合は「保育園などを利用希望の場合」となります。詳細の手続きや日程等については、それぞれの担当にお問い合わせください。

保育園・地域型保育事業と区立認定こども園（中・長時間保育）の利用について	保育課保育施設利用係 ☎5722-9868
区立幼稚園と区立認定こども園（短時間保育）について	学校運営課学事係 ☎5722-9304

私立幼稚園で、「子ども・子育て支援新制度」に移行していない園の利用手続きは、従来どおりです。直接入園を希望する私立幼稚園にお問い合わせください。また、家庭福祉員（保育ママ）については、「保育園などを利用希望の場合」と同じ手続きが必要です。

● 地域の子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を応援する仕組みです。ご家庭で子育てをする保護者が、親子で楽しく利用でき、気軽に子育て相談などもできる「地域子育て支援拠点（子育てふれあいひろば）」など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

利用者支援事業の実施

利用者支援事業は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、個別ニーズを把握して適切な施設や事業を円滑に利用できるように支援する事業です。

区では、平成29年4月から利用者支援事業を実施し、子育てに関する悩みや困りごとを解決するためのお手伝いをします。サービスの利用方法等がわからないなど、子ども・子育てに関する総合窓口として誰でも利用できます。

※利用者支援事業（P7～参照）も併せてご覧ください。

